調達要求番号：ＢＰ－２５Ｄ１－６６４４５２

<table>
<tr><td colspan="4">情　報　本　部　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="7">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="7">新規導入器材運用環境の整備</td><td colspan="2">ＤＩＨ－ＬＤ－２３０４７</td></tr>
<tr><td>大　臣
承　認</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>令和　５年１０月２６日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改　正</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>情報本部　電波部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，新規導入器材運用環境の整備（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2　引用文書等

1.2.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，特に版を指定するもののほかは，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし，本役務の履行中に，引用文書に定める法令等に変更があった場合は，その最新版が優先されるものとする。

a)　法令等

情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成 20 年情報本部達第４号）

情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）（情本計第 452 号（令和５年６月 29 日））

1.2.2　関連文書

関連文書は，次による。

a)　法令等

情報本部の情報保証に関する達（平成 20 年情報本部達第５号）

2　役務に関する要求

2.1　一般条件

契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）は，本役務について，情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り，又は知り得べきソースコード，プログラム，電子部品，器材等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず，かつ，そのために必要な相応の管理を行うものとする。

2.2　実施体制

契約の相手方は，本役務の実施に当たって次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に官と協議するものとする。

a)　履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保すること。

b)　**2.2 a)**の業務従事者が本役務に関する経験，資格，業績等を有すること。

c)　**2.2 a)**の業務従事者が，**2.2 b)**に掲げるもののほか，履行に必要若しくは有用な，又は背景となる経歴，知見，語学（母国語及び外国語堪能力），文化的背景（国籍等）等を有すること。

d)　**2.2 c)**の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

2.3　役務の実施場所

役務の実施場所は，**表 1** による。

表 1－役務の実施場所

設置場所	所在地	位　置
情報本部 （電波部）	〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町 5-1	Ｃ１棟地下１階装置室０１及び装置室０２
		Ｃ１棟７階装置室７６

2.4　現地調査

契約の相手方は，契約締結後速やかに官側と調整の上，現地調査を実施するものとし，現地調査報告書を作成し，**4.2** に基づき提出するものとする。

2.5　実施計画書

契約の相手方は，現地調査後速やかに，次に示す内容を記載した実施計画書を作成し，**4.2** に基づき提出するものとする。

a)　実施体制

b)　作業工程

c)　実施内容

d)　その他必要事項

2.6　役務の内容

2.6.1　地下１階装置室０１及び装置室０２

役務の内容は，次によるものとし，細部は，官側との調整による。

a)　本役務の対象ラック等は，**表 2** によるものとし，フロア図は**付図 1** のとおり。

表 2－役務対象ラック等

番号	ラック番号等	摘　要
1	PS	既設電源制御盤の設置ラック
2	A-3	既設ラック
3	2-2	
4	2-7	
5	2-8	
6	2-10	
7	2-11	
8	電源制御盤（１）	装置室０１の既設 CVCF 電源制御盤
9	電源制御盤（２）	
10	C1-B1L-21-1	装置室０２の既設 CVCF 電源制御盤

b)　契約の相手方は，**表 3** に示す部材（基準）を準備するものとする。

表 3－部材（基準）

番号	品　名	規格等	数量	単位	適　要
1	電源制御盤	電源容量　200A 必要回路 AC　 100V/20A×23 回路以上 CVCF 100V/20A×25 回路以上	1	台	**付図 2** を参考とする。
2	端子台	日東工業株式会社 TBP-403 又は同等以上	2	台	既存のラックに設置可能なもの。
3	電源ケーブル	VCT3.5-3c 又は同等以上	1200	m	

表 3－部材（基準）（続き）

番号	品　名	規格等	数量	単位	適　要
4	電源ケーブル	CVT150sq 又は同等以上	60	m	
5	電源タップ	5-15R（1 口）	28	個	
6	電源タップ	5-15R（2 口）	8	個	
7	電源タップ	5-15R（4 口）	3	個	

c) **付図 1** に示す C1-B1L-01-01 から PS ラックに接続されている**表 4** の電源ケーブル及び端子台を取り外し，交換するものとする。
なお，取り外し品は官側が指定する場所に移動させるものとする。

表 4－取り外し品

番号	品　名	規格等	数量	単位	摘　要
1	電源ケーブル	FUJIKURA CVT38sq	20	m	
2	端子台	POWER CAGE CLANP　285-1161	1	台	
3	端子台	POWER CAGE CLANP　285-141	1	台	

d) 契約の相手方は，**付図 1** に示す場所に電源制御盤（新設）を据付し，電源ケーブルを敷設するものとする。
e) **付図 3** に示す **2.6.1 c)** で交換した PS ラック内の端子台（新設）から電源制御盤（既設）及び電源制御盤（新設）へ電源ケーブルを敷設するものとする。
f) 契約の相手方は，**付図 4** 及び**付図 5** を基準とし，次に示す作業を実施するものとする。
  1) 2-11 及び 2-8 ラック内に**表 7** の AC/DC 変換器を搭載するものとする。
  2) PS ラック内の AC 電源制御盤（既設）から 2-11 ラック内の AC/DC 変換器へ電源ケーブルを接続するものとする。
  3) 電源制御盤（１），電源制御盤（２）及び C1-B1L-21-1 から 2-8 ラック内の AC/DC 変換器へ電源ケーブルを接続するものとする。
  4) 電源制御盤（新設）及び AC/DC 変換器から役務対象ラックへ電源ケーブルを敷設し，電源タップの搭載を実施するものとする。

2.6.2　７階装置室７６

役務の内容は，次によるものとし，細部は，官側との調整による。

a) 契約の相手方は，**表 5** に示す部材（基準）を準備するものとする。

表 5－部材等（基準）

番号	品　名	規格等	数量	単位	摘　要
1	電源制御盤	電源容量　100A 必要回路 　100V/30A×8 回路以上 　100V/20A×2 回路以上	1	台	**付図 6** を参考とする。
2	電源ケーブル	CVT38sq 又は同等以上	6	m	

b) 契約の相手方は，**付図 7** 及び**付図 8** に示す場所に電源制御盤を据付し，C1-7L-01-1 の分電盤から電源を分岐させ，電源ケーブルを敷設するものとする。
c) 契約の相手方は，**付図 7** に示す変圧器（既設）及び接続されている電源ケーブルの取り外しを実施するものとする。
なお，**表 6** に示す取り外し品は官側が指定する場所に移動させるものとする。

表 6－取り外し品

番号	品　名	規格等	数量	単位
1	変圧器	MITSUBISHI　SUPER-20 [a]	1	台
注：[a]　電源ケーブルを含む。				

2.7　実施報告書

契約の相手方は，**2.6** の作業終了後，速やかに実施報告書を作成し，監督官の確認を受けた後，**4.2** に基づき提出するものとする。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査については，支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　官給品

官給品は，**表 7** に示すとおり。

表 7－官給品

番号	品　名	規格等	数量	単位
1	AC/DC 変換器	MATSUSADA　Pnet2K48-52	8	台

4.2　提出書類

提出書類は，**表 8** に示すとおり。

表 8－提出書類

番号	名　称	提出時期	提出先	数量	媒体の種類
1	現地調査報告書	現地調査後，速やかに	情報本部（電波部）	1 部	電子 [a]
2	実施計画書	作業開始の１週間前までに		1 部	電子 [a]
3	実施報告書	作業終了後，速やかに		1 部	電子 [a]
注：[a]　電子媒体についてはＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒを基本とし，追記書込み不可の状態とする。					

4.3　情報の保全等

情報の保全は，次のとおりとする。

a)　契約の相手方は，契約の履行上，直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

b)　契約の相手方は，契約を履行するにあたり，電子計算機，可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は，事前に**情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）**に定める申請を行い，許可を得るものとする。

c)　契約の相手方は，持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機，可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器に対し，複数のウイルススキャンソフトでウイルス等の混入がされていないことを確認し，その結果を官側に提示するものとする。

4.4　立入禁止場所への立入り

立入禁止場所への立入りについては次のとおりとする。

a)　契約の相手方は，契約を履行するにあたり，情報本部の立入禁止場所へ立入る際は，**情報本部**

における立入禁止場所等に関する達に定める申請を事前に行い，許可を得るものとする。

b) 立入禁止場所への立入り申請を行うにあたっては，秘密保全に対する意識が十分にかん養され，立入りにふさわしい人物を充てること。

c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては，官側の立会者の統制に従うこと。

4.5 官側の支援

契約の相手方は，本役務を履行するにあたり，次の事項について事前に調整の上，無償で官側の支援を受けることができる。

a) 現地における官側が保有する電話，電力及び水等の使用

b) 現地における本役務の履行に必要な官有器材及び施設等の利用

c) 現地における本役務の履行に必要なデータ及び資料等の提示

d) その他，支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合は，速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

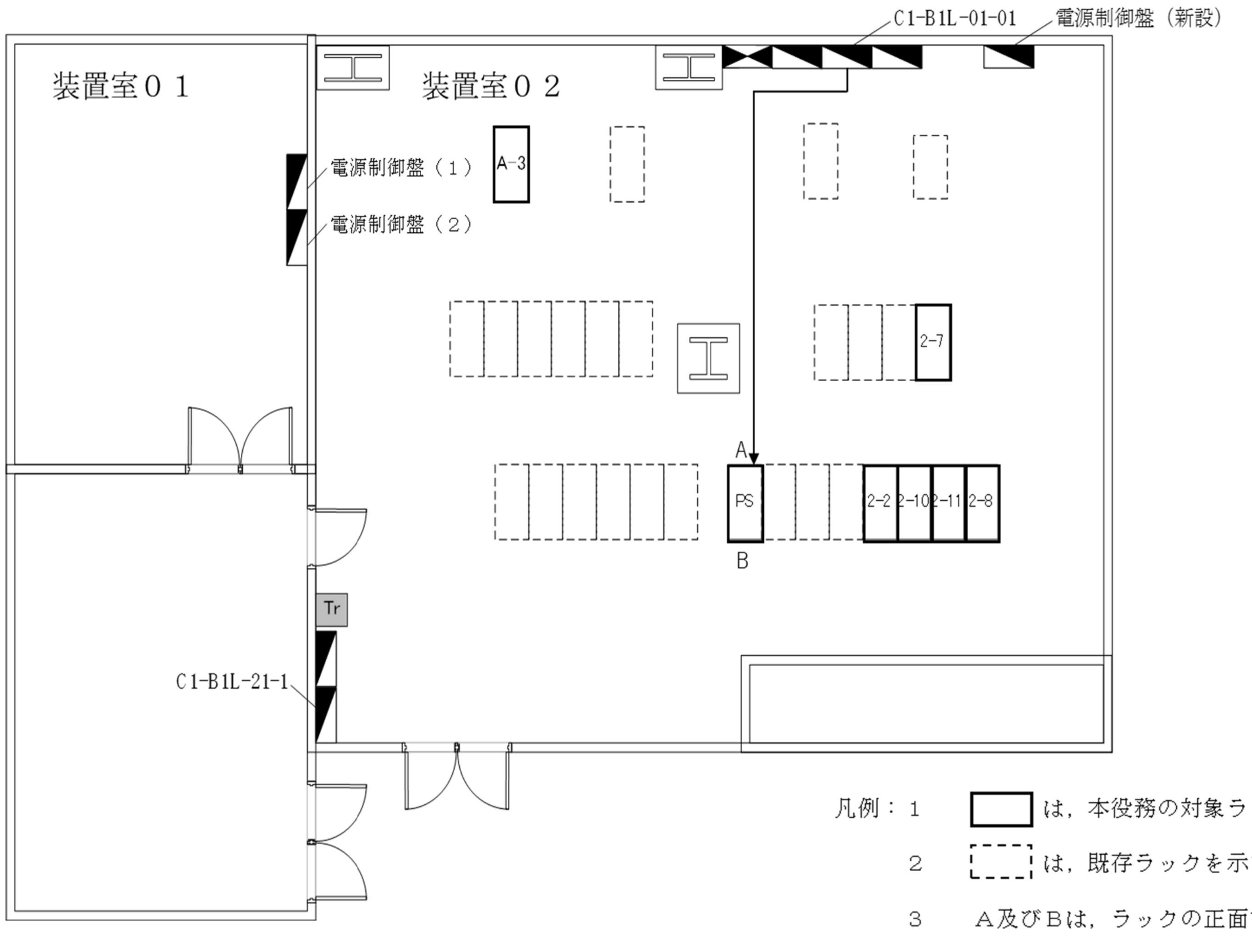

凡例：１ 実線枠は，本役務の対象ラックを示す。

２ 破線枠は，既存ラックを示す。

３ Ａ及びＢは，ラックの正面方向を示す。

４ ← は，既設電源ケーブルを示す。

付図１－地下１階装置室０１及び装置室０２フロア図

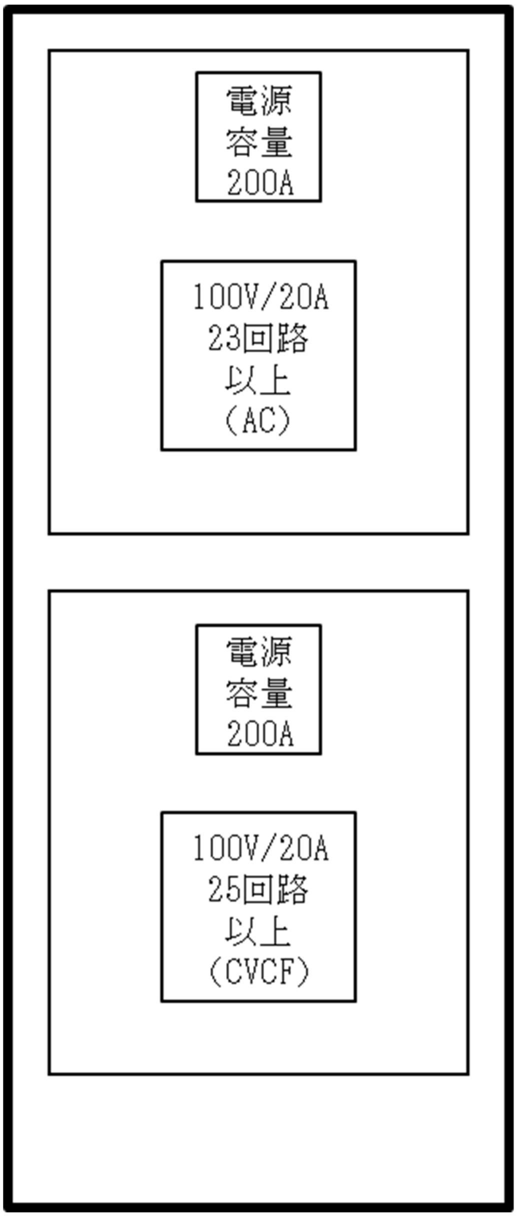

付図２－電源制御盤（新設）の回路図（基準）

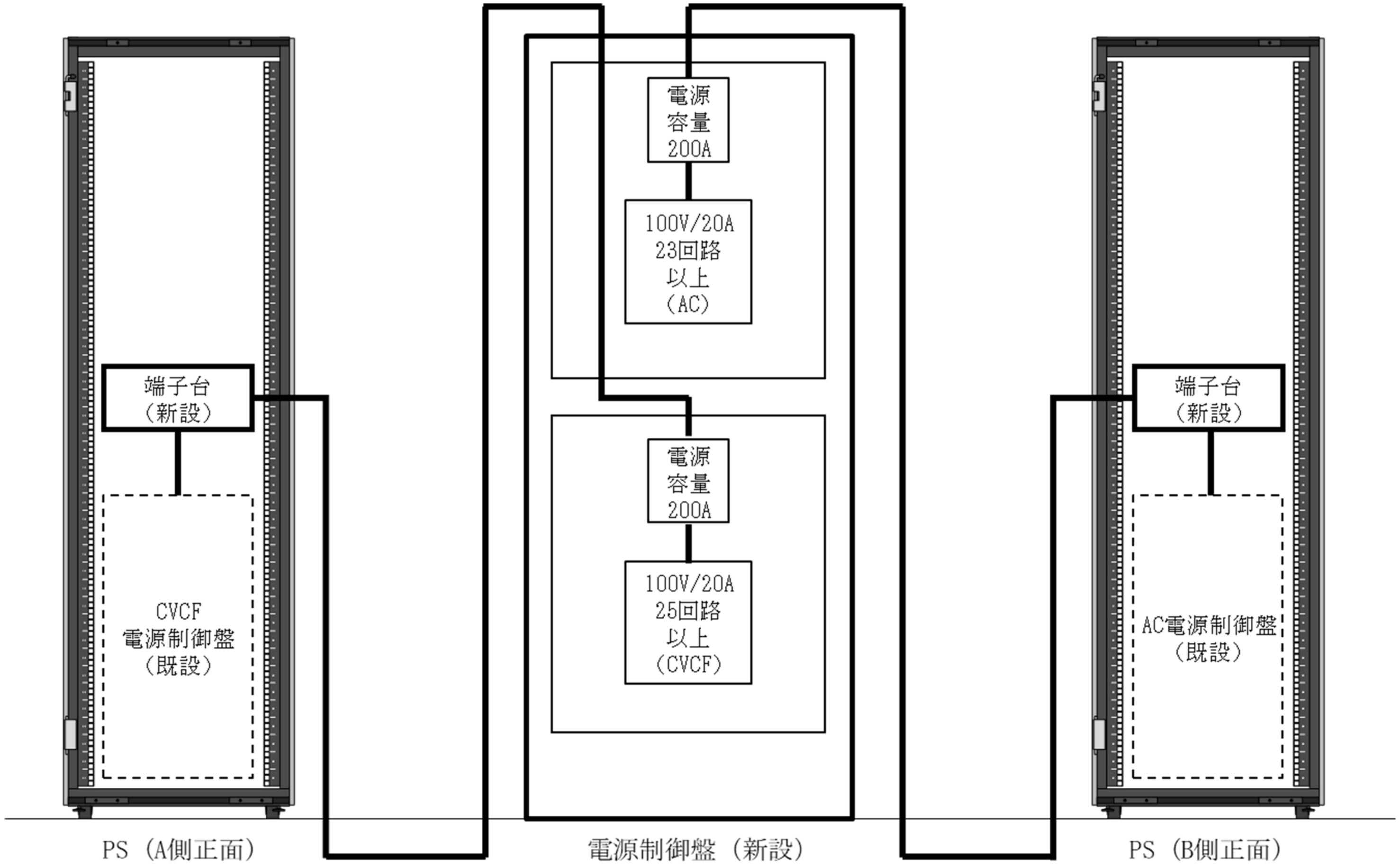

凡例：1 ▭ は，新設する電源制御盤及び端子台を示す。

2 ━ は，敷設する電源ケーブルを示す。

3 ┆ ┆ は，既設電源制御盤を示す。

付図 3－電源制御盤（新設）の設置場所（基準）

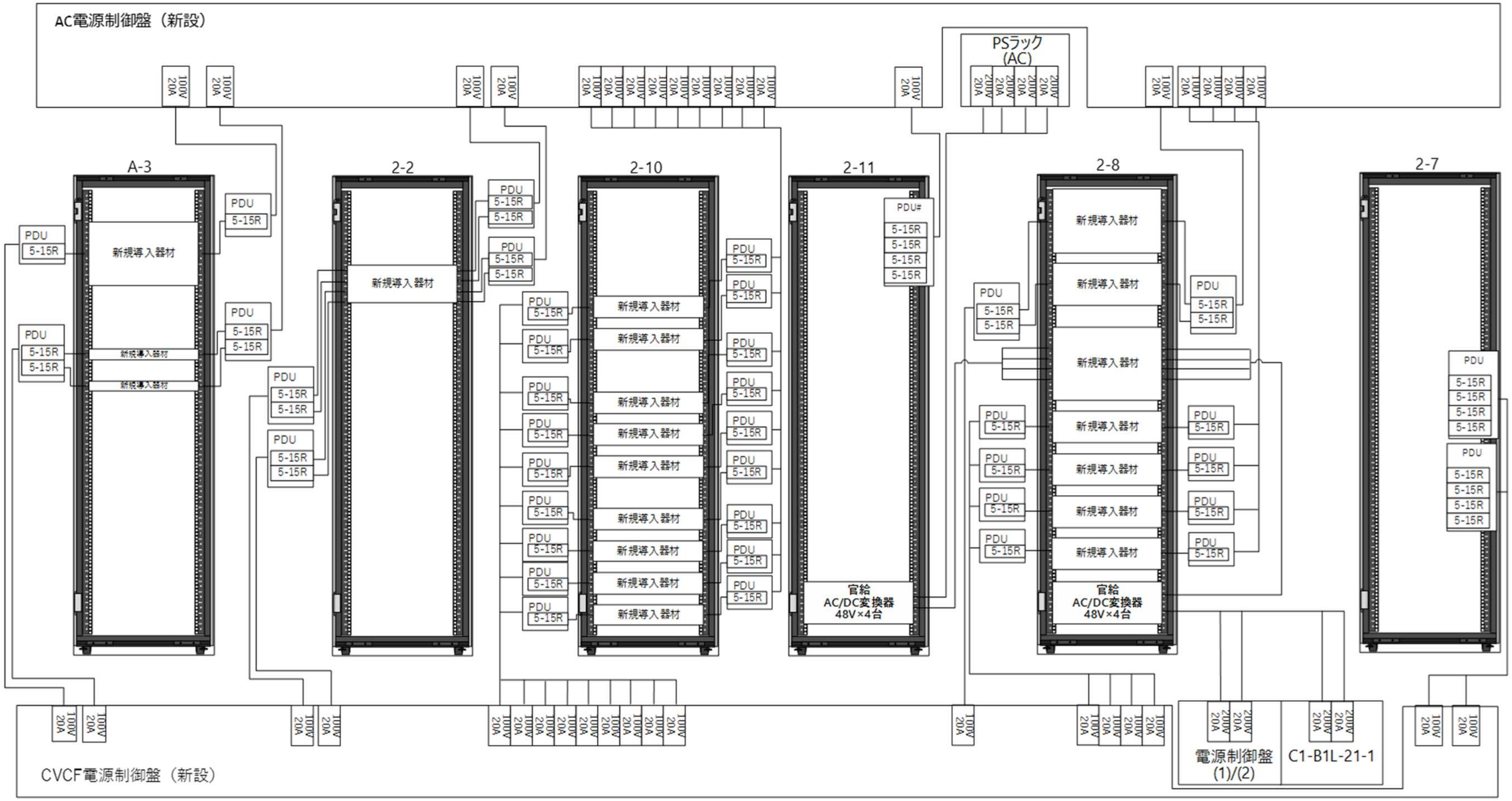

付図 4－各ラックへの電源ケーブル敷設図（基準）

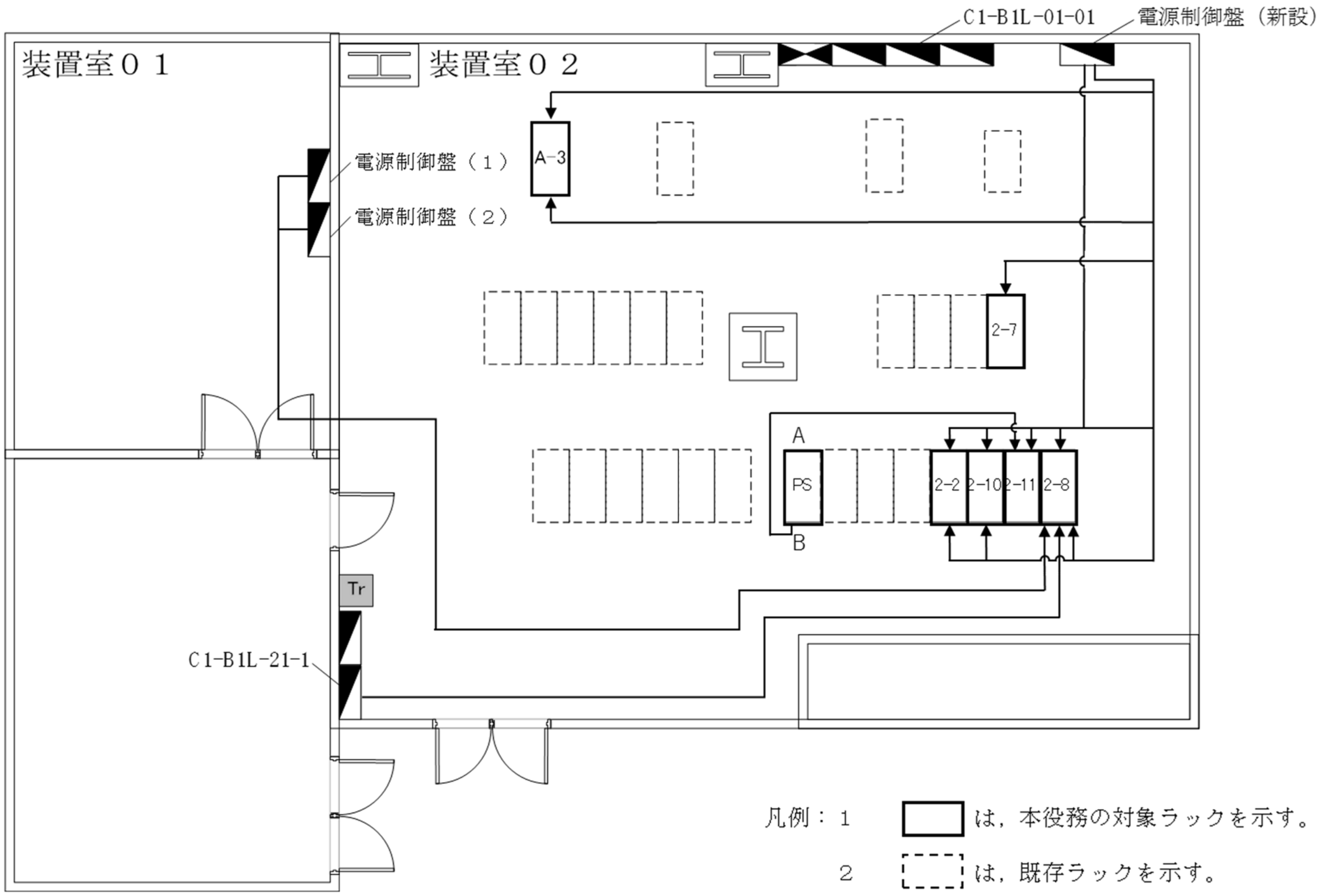

凡例：１　［実線枠］は，本役務の対象ラックを示す。

２　［破線枠］は，既存ラックを示す。

３　Ａ及びＢは，ラックの正面方向を示す。

４　←　は，敷設する電源ケーブルを示す。

付図５－各ラックへの電源ケーブル敷設図（基準）

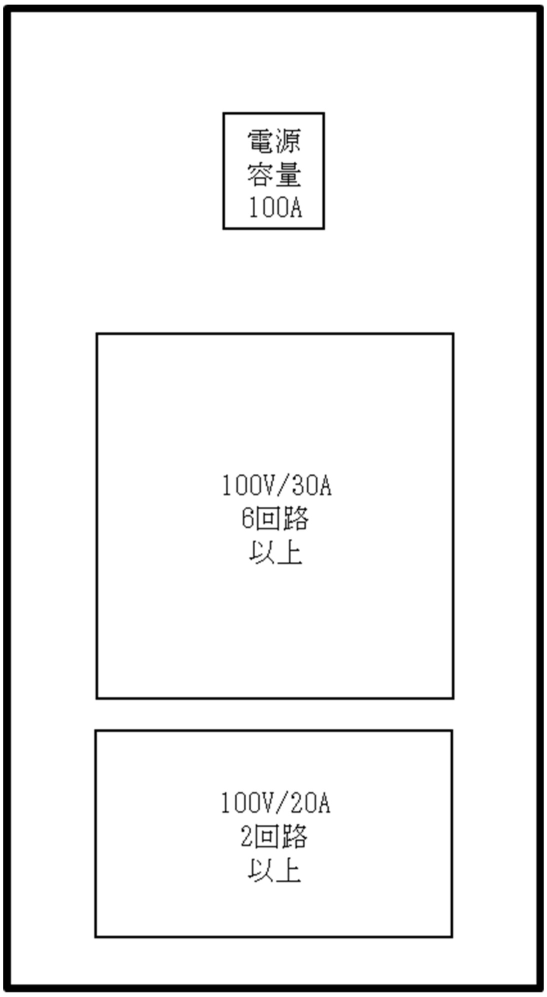

付図６－電源制御盤の回路図（基準）

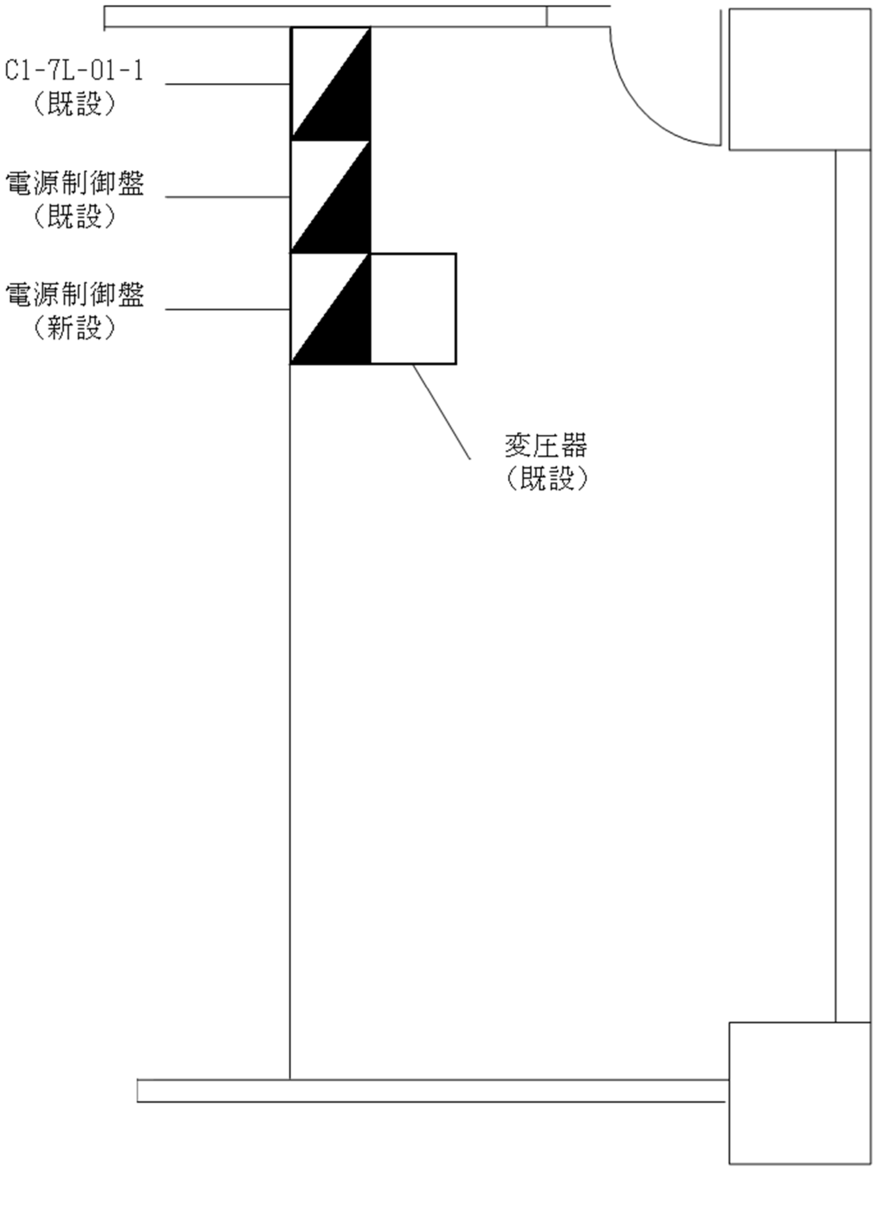

付図７－７階装置室７６フロア図

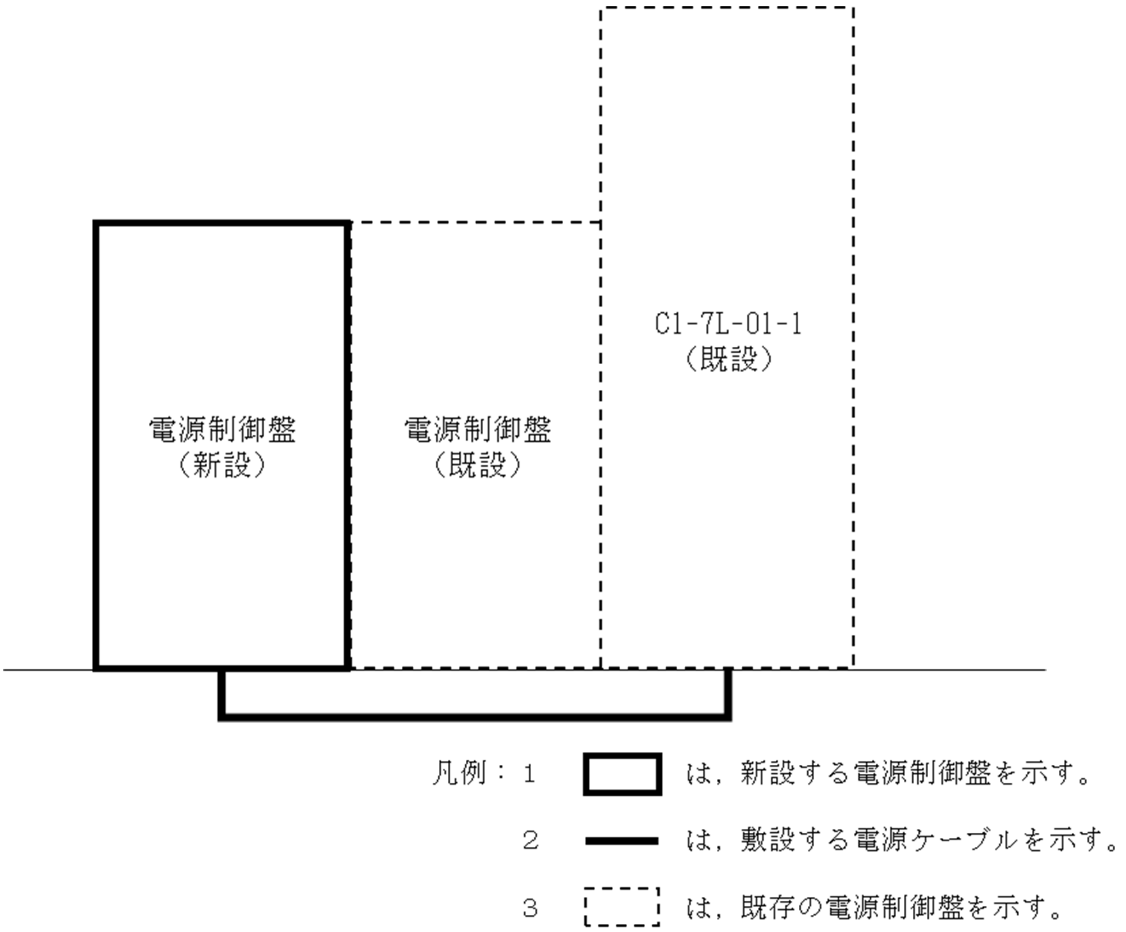

付図８－電源制御盤（新設）の設置場所（基準）